

## 菅政権でも肝要な私たちの闘い！

9月16日、安倍首相は体調不良を表向きの理由に退陣し、代わって菅内閣が発足しました。ご承知のように、安倍政権は安保法制をはじめ、共謀罪や特定秘密保護法など様々な悪法を成立させ「戦争ができる国」作りに邁進し、経済ではアベノミクスの失敗により格差が広がり、対外政策では排外主義により世界の対立を深め、さらに、モリカケ・桜問題などの不正が蔓延するという最悪の政権でした。菅政権は、安倍政権の政策を引き継ぐと宣言し、日本学術会議の6名の任命拒否に示されるように露骨な憲法無視の政策を展開しようとしています。今こそ安保法制の違憲性を厳しく問い、私たちの裁判を多くの方に知ってもらわねばなりません。

9月18日に行われた第9回口頭弁論では、

中谷弁護士から、日米防衛協力の指針(日米ガイドライン)によって、安保条約に対し9条違反の違憲立法が積み重ねられ自衛隊の装備等

が変遷してきたこと、さらに2014年7月の安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定が違憲であることが詳細に陳述されました。そして、裁判所の責務として立憲主義に反する安保法制に対し憲法判断を迫りました。原告意見陳述では、西英子さんと保田泉さんが、それぞれの体験から安保法制は違憲であるという主張をされました。

9月11日、退陣を控えた安倍首相は、完全な9条破壊である「敵基地攻撃能力」の保有を視野にいったミサイル阻止能力の整備方針を、年内に策定する防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画に反映させるよう提言しました。違憲判決を勝ち取る私たちの闘いは増々肝要なものとなっています。次回第10回の口頭弁論は12月4日です。コロナ禍ではありますが、ご都合の許す限りご参加ください。

尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いいたします。



9月17日裁判前集会の様子

待機企画  
あります

📅 12月4日(金)  
第10回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁西側  
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷  
12:00 報告集会 弁護士会館

📅 11月25日(水)

第7回 裁判前学習会  
「憲法解釈・自衛隊の役割・法制  
の変遷 ガイドラインを手掛かりに」  
中谷雄二弁護士

18:30~20:30 参加費500円  
イーブルなごや 視聴覚室

ZOOM参加も  
できます

## 弁護団意見陳述の狙い



### 日米ガイドラインで変遷する、自衛隊と国内法

中谷雄二弁護士(第19準備書面)

#### 1 政府の説明と矛盾する米軍の役割に驚き、さらに追究

2015年秋に安保法制を強行可決する前に安倍前首相は、アメリカの議会で集団的自衛権の行使を可能にすると約束してきました。その時期、学習会の講師依頼があり、準備の過程で1978年、1997年、2015年の日米ガイドラインを読みました。すると自衛隊と米軍の役割、任務が大きく変遷していることに気づいたのです。特に日本が侵略された際に米軍が敵を攻撃することを意味する「打撃力の行使」という文言が、2015年ガイドラインでは陸上作戦、海上作戦、航空作戦で消え去り、残るのは領域横断作戦においてだけ、しかも、米軍が必要な時に「打撃力の行使」ができるという文言だけになったのです。これは従来の政府の自衛隊と米軍の役割についての説明と全く矛盾するものではないかというのが、その時の驚きでした。このとき以来、何時かはこのことをまとめたいと思っていたのですが、果たせないまま時間が過ぎました。今回準備書面(19)を書くにあたって、この問題を中核として、安保法制の性格と自衛隊と米軍の関係、日本政府の米国への従属についての準備書面としたいと考えたのは、その思いがあったからです。そのため、日米ガイドラインの変遷を一目で分かるように、一枚の表にまとめることにしました。

#### 2 米軍に従属、自衛隊の外征軍化にあわせ国内法制が変転

しかし、一旦、書き始めたら、そのことの根底にある問題にも触れない訳にはいきません。安保条約の成立と変遷、その後の日米ガイドラインの変遷につれて、日本の国内法制が整備されていくこと、それに先だって防衛計画大綱や中期防で、すでに装備等が変遷していくことなどを書かなければなりません。安保条約成立から国内法制の変遷については、日本平和委員会の機関誌の「平和運動」に小沢隆一慈恵医大教授が書かれた論文があり、これを元に日本国憲法と矛盾する安保条約が成立し、1960年の安保改正は、それまでの米軍基地を日本に駐留させる条約だったのが、極東の「平和と安全を守る」条約へと性質が変化し、その後、その枠をも超える形で自衛隊が米軍に従属して外征軍化していく過程を書いてみました。日米ガイドラインについて、南山大学の倉持孝司教授が書かれた論文と、軍事ジャーナリストの前田哲男氏の論考に基づき、日米ガイドラインの変遷とその実現過程としての防衛計画大綱、中期防での装備の先行、その後、ガイドライン整備法としての国内法制の制定という過程を描くことにしました。

#### 3 国会の条約承認形骸化は戦前からの価値観

これを書いている過程で、唯一の立法機関と日本国



憲法に規定されている国会が既成事実の承認機関(しかも、ほとんど多数派の強行による採決)と化していることの問題を指摘する必要を感じました。そこで行き当たったのが、浦田一郎一橋大学教授の「現代の平和主義と立憲主義」中の「外交国会中心主義」についての記載です。これまで日本の憲法学では、外交権は内閣にあるという憲法73条2号の規定を根拠に内閣が外交を進めることに何の疑問も持たれていませんでした。しかし、浦田論文では、国会の条約承認権を外交権の例外的制約と解するのは、明治憲法の天皇大権の解釈が移行したと書かれているのに行き当たりました。私は、以前、秘密保護法制定反対運動の学習会のために、戦前の治安維持法等の運用の歴史を調べている際、戦前の思想検事が戦後最高裁判事になっていること、戦前と戦後の裁判官等の人的な変動がほとんどなかったことや明治憲法下の判例が、日本国憲法で根本原理が転換したにも拘わらず、何の疑問もなく、そのまま先行判例として踏襲されていることの問題性を感じていました。この疑問が明治憲法下の天皇大権についての解釈がそのまま内閣の外交権に移行して解釈されていることの問題と結びつきました。それが外交権に関する天皇大権を内閣の権限にそのまま読み替えるような解釈は、根本原理の転換した日本国憲法上誤りであるという議論になったのです。

#### 4 内閣による憲法の恣意的解釈が平和的生存権を脅かす

後は、安保法制制定の違憲性の主張です。ここについては、蟻川恒正日本大学教授が、「憲法解釈

権力」という著書を書かれています。この著書に基づき、安保法制の制定過程と集団的自衛権行使容認の閣議決定の違憲性を論じることになりました。蟻川教授によれば、他の国家機関に自らの憲法解釈を従わせる権力を持つのは裁判所のみであり、これを強い憲法解釈権力といい、他方、自らの職務執行の前提として、憲法解釈を行う場合の、法の執行機関である内閣が有する憲法解釈権力を弱い憲法解釈権力とされています。その弱い憲法解釈権力も、内閣が好き勝手にできるのではなく、具体的な法案(閣法)の提出準備のためか、国民代表たる国会議員の質問に答えるための憲法解釈が許されているだけだということです。抽象的必要性に基づき恣意的に憲法解釈をする権限は内閣には与えられていません。このような立場から見れば、集団的自衛権行使容認の閣議決定は、内閣に与えられた憲法解釈権力に違反することになります。このような考えで準備書面19を書き上げました。ところが、書いている途中で、戦争のための国内法制ができた後の国民の地位は、これらの法制がないときと変わらないのか、法制の整備によって権利は侵害されないのかという疑問がわきました。国内法の制定によって、この国に暮らす人々にどんな影響(法的な義務等)が生じているのかを検討することで、平和的生存権の権利性に法的な具体的内容を盛り込めるのではないかと考えたのです。この思いつきを形にし、青山先生が報告集会で話されたガイドラインのどの部分がどのように国内法制化されたのか、防衛計画大綱、中期防にどのようにつながったのかを具体的に明らかにすることを結びつけると1つの準備書面になるのではないかと考えるに至りました。誰か書いてくれないでしょうか。



#### 五七五の憲法条文

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

# 原告意見陳述に臨む

## 法廷で陳述するにあたり

原告 保田泉さん



8月半ば頃から、原告の意見陳述が今度は自分だと言うことで、半分戸惑いながら準備を始めました。でもいい機会だから自分が平和問題に関心を持ち始めた契機などを、もう一度自分の中で考

えてみようと思いました。法廷でも触れましたが、私は高校時代までは戦争と言うことをそれほど身近に考えていませんでした。

大学に入り、友達との出会いもあって、九州で大きな労働争議をやっていた三池労組の社宅に、差別に苦しむ児童の為に、生活支援に1ヶ月程、泊まり込みで入ったのがきっかけで、この社会は金のためには戦争にも参加する意欲を持っているよと聞かされ、考え始めたのが、最初の平和問題への関わりでした。このことは裁判所に出した陳述書には書きましたが、法廷では割愛しました。

そして、大江健三郎氏の本「沖縄ノート」の中で、

沖縄での集団自決の事が書かれていることが名誉毀損に当たると訴えられたこと、その内容が今、教科書から消され始めていること。安保法制に対して、現職の自衛官が集団的自衛権の行使は違憲とし、法が定める存立事態になっても、防衛出動の命令に従う義務がないことの確認を求めた裁判についても、国は裁判で言うことと、選挙で言うことと全く矛盾したことを言っていること等を、私は法廷で話しをしました。これらの事を話すにしても、自分の思いだけで書くのではなく、正確さも求められると感じました。

陳述書を一緒に作ってくれた青木弁護士から、家族で戦争体験を持っておられる人は居ませんかと聞かれ、意外に家族から戦争の事を聞いてこなかった自分がいるなど改めて思いました。歴史を学んで、今を考えるわけですが、2年前、北京の盧溝橋抗日記念館に出かけた時の話しです。通訳の方が、最近の日本の労組の方は、無人マーケットとかは見学するのに、抗日記念館に来るのを避けるのが、残念ですという言葉が、今も残っています。

## 戦争の最中を生きた私の訴え

原告 西英子さん



私はつぎのように意見陳述をしました。

現在中東に派遣されている自衛隊は国会の審議もされず、閣議決定だけで派遣されています。中東で米国とイランなどの対立が

武力行使に発展すれば、日本は安保法制を根拠に対米支援にふみきるのではないかと心配です。安保法制は恒久法です。いつでも、いつまでも使うことができます。自衛隊員の命が危険にさらされます。

退任直前の安倍首相は「敵基地攻撃能力」を保有すべきだとの「談話」を発表しました。相手がミサイルを発射する前に「先制攻撃」をするという理論です。私が子どもの頃の太平洋戦争が始まるときの「真珠湾攻撃」を思い出します。憲法9条をもつ国

でこんなことが許されますか。集団的自衛権を行使して、戦闘地域で米軍などの他国軍の支援ができるようになりました。さらに、今度は敵基地攻撃能力を持つことによって、日本が単独でも他国を攻撃できる能力を持つことになるのです。

安保法制は「戦争法」です。戦争にならない状況をつくらなければなりません。裁判所は違憲判決を出していただきたい。戦争の最中を生きて83歳になった私の切実な訴えです。私は戦争末期には毎日のように出征兵士を見送りました。敗戦後、その兵士たちは白木の箱に入って帰ってきました。結婚してすぐに夫と引き裂かれた私の叔母のような女性たちが「中秋の名月」の夜に、町のあちこちに立っていました。お月さまが戦死した夫に会わせてくれるという風習があったのです。私が男女の愛情がわかる年齢になって、あの戦争がどれほど深い悲しみを、多くの人びとに与えたか、はかり知れないものがあることがわかるようになりました。

## 待機集会



新型コロナウイルスによる人数制限により、傍聴できなかった人のための待機集会が裁判所裏の名古屋能楽堂において開かれ、約30名の方に参加していただきました。

まず、金井英人弁護士が準備書面19を解説し、次に、平井宏和弁護士が原告である保田泉さんと西英子さんの陳述書を読み上げました。

## 報告集会

### 中谷雄二弁護士

冷戦期、冷戦後、9.11後と日米の軍事的役割が大きく変わってしまった。ガイドラインを見るとそのことが良くわかる。

当初日本は米軍基地を守ることがその役割であったが、安保条約により米軍は日本で好き勝手なことができる状態となり、自衛隊に対し装備の増強を要求してくる。この要求に従ってガイドラインができ、後から法律が作られる。例えば安保法制は2015年のガイドラインを実現するものである。

そもそも合憲違憲の判断は最高裁だけに許されるものだ。閣議決定など行政による憲法解釈は本来できないはずである。肥大化した行政権により軍事による日米外交が行われている。軍事による外交は戦前の政治の在り方に通じるものだ。このままではこの国のかたちが壊れ、人びとの平和な暮らしが立ち行かなくなってしまう。

### 保田泉さん

平和的生存権の侵害について述べることは大変に難しいことである。平和とは軍事力によって作るものではなく、一人一人が穀物を平等に口にすることである。沖縄を例に軍隊は国を守っても、人の命を守ってはくれないということを訴えた。

私たち一人一人が考え発言していくしかない。みなさんも皆さんの言葉で語ってください。

### 西英子さん

やさしいおばあさんの言葉で陳述書を書いた。毎週金曜日中電前で脱原発の声を上げてきたが、今日はやさしく語る事ができた。美人薄命、生きてい

いるうちに語らねばならない。「敵基地攻撃能力」という言葉は太平洋戦争開戦の「真珠湾攻撃」を連想させる。イラク訴訟では守山の自衛隊基地前で訴えた。「イラク派兵は憲法違反」という判決を得たときは、裁判所前で「ありがとう」と何度も叫んだ。再び画期的な判決がなされることを期待している。



### 内河恵一弁護士

中谷弁護士の陳述を聞き、裁判官は何を考えているのだろうか。学んで得た知識と現実の変化との間で戸惑っているに違いない。九条と現実の違いに葛藤しているに違いない。

ガイドラインの実態について、これはひどいという思いに至ってほしい。西さん、保田さんの戦争と沖縄の話の聞いて、このままではいけないという気持ちになってもらいたいものだ。

### 青山邦夫弁護士

法律を作るだけでは国民の権利が侵害されたとはいえない、という人がいる。しかし、法律により変わっていく実態を見逃してはならない。自衛隊装備やガイドラインが変わり、これにより人びとの生活も変わるのである。

落とすどころを考えるのが裁判官の仕事である。そこには学説や現実に加え、人びとの世論といったものも大きな影響を与える。

### 青木有加弁護士

西さんの戦争中の話と保田さんの市民が座り込みをして米軍の戦車を止めたという話を聞き、とてもリアルに感じる事ができた。





## 違憲の安保法制を廃止し、立憲主義の回復を求める 2020あいち集会

この日は今夏の猛暑が信じられないぐらい良い天気です。季節は確実に移りかわっていると実感。集会は白川公園で開催。13:30オープニング、14:00開会主催者挨拶に続き立憲野党連帯挨拶、リレートーク、15:15よりパレードというプログラムでした。登壇者の一人である愛知大学法学部教授長峯信彦さんは挨拶で「世間はGo Toトラベルなどと言っているが世の中には今日の食事にも困っている人たちがたくさんいる」とご自身の若い時の食べ物に苦労した体験を交えたお話をされ、「菅内閣は第三次安倍内閣だ」とも言われました。その通りだと思います。私の場合旅行などの贅沢は出来ないのでGo Toトラベルは別世界の話のような感じがしますし、菅さんは総裁選の時から「安倍さんを継承する」と言っていましたから。7年8か月続いた安倍政治にはいろいろな大罪がありますが私がここで言いたいのは格差の拡大

により社会の循環のようなものが、さらにおかしくなったのではないかという事です。

安倍内閣のからくりは官僚支配、メディア支配、小選挙区制の利用と言われていますが、そんな中でも市民と野党の力で政治を変えた事例があります。(特別定額給付金一律10万円へ・「#検察庁法改正案に抗議します」・実父による19歳娘へ性暴力が無罪判決の件についてフラワーデモで全国各地の人が声を上げ、懲役10年の逆転勝訴、刑法改正に道を開く など)だからあきらめず声を届けよう、選挙に行こう、ということなのです。

私はといえば、何かにつけ先の事というのは本当にわからなくて、この国がじわじわと戦争が出来る国になっていく様子や今の政治の様子を思うと気が遠くなりそうなのですが、やはり私の日常、私の大切なもの、私が築いてきたもの、私の命を脅かすものは許せないのです。

(K.Uemura)



### 安保違憲 各地の裁判経過報告 前橋地裁で請求を棄却

全国22の裁判所で25件の裁判が展開されている安保法制違憲訴訟の中で、10月1日前橋地裁では、原告の訴えを退ける判決を出しました。前橋地裁では、安倍第1次政権当時の内閣法制局長官であった宮崎礼壹さん、元東京新聞論説委員の半田滋さん、憲法学者の志田陽子さんが証人として陳述し、安保法制の違憲性や安保法制下での具体的な危険性、また、安保法制による原告の人格権の侵害について述べました。しかし、判決では、「わが国が武力行使の対象とされている事実は認められず、戦争とテロ行為に直面する危険性が現実化しているとはいえない」「憲法9条は国家の統治について規範を定めたもので、9条を根拠として平和的に生存するという個人の具体的な権利が保障されているということはない。」などと原告の平和的生存権を認めない内容でした。

安倍政権は、安保法制の必要性の根拠として、「中国の海洋進出や軍事費の増大、朝鮮の核・ミサイル開発など東アジアの安全保障環境の変化をあげ、日本の抑

止力向上が必要」と主張し法制化を強行しました。裁判所が判断をした「危険性が現実化しているとは言えない」という判断は、法制化の過程の説明と矛盾するものです。また、平和的生存権を具体的な権利ではないということも、7月10日の第8回口頭弁論での中谷弁護士による平和的生存権の反論準備書面にあるように、長沼裁判や湾岸戦争での市民違憲訴訟、そしてイラク派兵違憲訴訟と、憲法秩序を守りたいという全国各地の市民・弁護士・裁判官たちの努力によって、平和的生存権の権利性が導き出されているという事実を全く無視したものです。この不当判決に対し、原告は控訴をしました。

また、9月16日に行われた、高松高裁の判決では、1審で裁判長が交代した際に必要な手続きが行われていなかったということで、地裁の判決を取り消し、審理をやり直すよう命じました。各地の裁判の詳細は以下のサイトにあります。全国の仲間と連携して、名古屋地裁での違憲判決を勝ち取りましょう。

安保法制違憲訴訟の会 <http://anpoiken.jp/>

(M.Yamamoto)

# クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



弁護団事務局長  
松本篤周弁護士

## プロフィール

名古屋市内で中学・高校・大学を卒業し、1983年4月に名古屋で弁護士登録しました。高校時代はサッカーに明け暮れていましたが、少しは社会のことを考えようと思い、演劇部に入り、ヘレンケラーの「奇跡の人」の演出などをしました。趣味はゴルフとワイン、映画・演劇鑑賞、旅行で、妻と二人暮らしです。昨年一人息子が結婚し、今年3月に初孫が生まれ、送られてくる孫の動画を楽しみに暮らしています。孫のためにも、この国が戦争をすることのない平和な国であり続けるよう頑張りたいと思います。

大学法学部一年生の時(1972年7月)に四日市公害訴訟の一審判決の報道を見て、公害被害者の側の弁護士活動をやりたいと考えるようになり、81年に司法修習生となってからは、名古屋南部地域の公害患者の人たちと関わるようになりました。83年に弁護士になってからは、公害認定の不服申立手続きの活動に関わり、89年には、公害患者の新規認定の停止を受けて、全国的に公害企業や道路管理者の国を被告とする裁判

## 絶えず人権侵害と闘う

を提起するに当たって、名古屋南部での裁判の原告弁護団の事務局長を引き受けることになりました。その後2000年の地裁判決、2001年の高裁での和解成立、その後国道23号を管理する国との環境保全のための交渉を15年余り続けました。このようにベースは公害問題で、憲法訴訟には全く関わってきていませんでした。ところが2015年に安保法制が強行されるに至って、これはいくら何でもひどすぎると感じ、危機感が募り、折しも各地で裁判の提起が続いていたので、お誘いがあったこともあって、門外漢である私も参加させて頂くことになりました。環境問題も憲法問題も、人権侵害と闘うという点では共通しており、「門外漢」ではありますが、ライフワークの一つのつもりで頑張っています。



## 第6回裁判前学習会感想 世界は再び危機のなかにある

2020年2月4日、青山邦夫弁護士を講師に、「安保法制違憲訴訟と裁判所の責務 憲法判断の法理」と題する裁判前学習会がありました。

はじめに、ドイツなどでは行政権を持つ連邦が具体的裁判とは関係なく違憲審査を行うのに対し、日本では国民が裁判を通して違憲判断を求めることができるという、違憲審査制度の違いについて説明がありました。

つぎに、ブランダイス・ルールという憲法判断回避理論の説明がありました。大恐慌の時代、労働者の人権を守るために法律が作られ、その法律が憲法違反ではないかという議論が起きます。そんななか緊急事態に議論を尽くすことなく判断をすることの危険性を避けるために生まれたのがブランダイス・ルールです。つまり憲法判断回避ルールは当初議会尊重のルールとして作られたのです。

最後に、違憲判断を回避したならば、自由が委縮し、社会は大きく様変わりし、私たちの平和的生存権と人格権が危機に瀕することが述べられました。

期せずして、世界は再びコロナ禍という危機にあります。今につながる2つの教訓を得ることができます。1つは、危機の時代に人々は公助を求め行政権が優位になるということ。もう一つは、一度できてしまった規則は最初の目的を逸脱し、権力によって利用されるということです。

菅政権は公助をおろそかにし、日本学術会議の新会員任命拒否など権力を振り回そうとしています。これに対し学問と表現の自由を守るための抗議が広がっています。私たちが関心を持ち、忘れないことが一番大切です。

(A.Niwa)



中谷弁護士の陳述は4～5年前から準備されていたものであると聞き大変驚いた。難しく分かりにくい所もあったが、能楽堂での再度の説明で理解を深めることができた。特にガイドラインが先行し法律が後となる手法の連続は民主主義、立憲主義とは相いれないものである。そのことをとても良く理解できた。中谷弁護士には、また勉強会に来ていただきたい。

保田泉さん、西英子さん意見陳述も良かった。特に子供のときとはいえ戦争の恐ろしさを体験し、現在も聞っている人は意味がある。裁判官に届くことを私も希望している。

原告 米村幹雄さん

どの方も声をはっきり通り、力強く良かった。もっとたくさん聞きたい。若い人も陳述したらいいですね。

原告 岡根和子さん

## 編集室からひとこと

ほんの少し思い出してみても、東京オリンピック(1964)、アポロ計画、大阪万博、そしてベトナム戦争が終わり、そこには万人が無条件で未来を信じることのできる時代がありました。しかし、そうした時代はすでに過去のものです。

戦争は大きな渦のようなものかもしれません。そこに巻き込まれたものは、渦の正体も自分が渦の中にいることすら知らされないまま、生きるために必死にもがくことしかできません。そして今、私たちは再びこの大きな渦、それも大洪水へと続く大きな渦の入り口にいるのです。

関ヶ原の合戦や第二次世界大戦を思い浮かべ、戦争により平和が達成されると考えたならば、それは大きな錯覚です。私たちはいま戦争への入り口にいます。関ヶ原の合戦ならば応仁の乱、第二次世界大戦ならば第一次世界大戦の発端となったサラエボ事件、あるいは日清・日露戦争を思い起こすべきです。

安保法制は、実は冷戦期から始まる大きな流れの結果であることが今回の法廷で明らかになりました。20世紀の穏やかな流れはすでになく、大洪水へと続く大きな渦が目前に迫っています。安保法制違憲訴訟を通して、そのことを多くの人に気付いてもらわねばなりません。



### 重要 原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第10次締め切り日:2020年12月11日(金)

## 会費とカンパのお願い

2020年会費の入金をお願いします。

みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願ひいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名: 安保訴訟あいち

郵便振替口座: 00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、

サポーターは継続して募集しております。

## 会計報告

20年8月~10月

20年7月度繰越金	498,786 円
入金部	203,000 円
原告年会費	125,000 円 (34名分)
サポーター年会費	58,000 円 (22名分)
参加費・カンパ	20,000 円 (9名分)
出金部	65,001 円
事務印刷費	13,467 円
事業費	21,210 円
郵便通信費	30,324 円
弁護団経費	0 円
雑費	0 円
残高	636,785 円



### 安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

[w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>